

今シーズンのインフルエンザ診療ver.1

R2/9/6 院長

COVID-19の流行が見られる場合のインフルエンザ診療に関して、厚労省はかかりつけの診療所等でインフルエンザ迅速検査とCOVID-19抗原検査の両方を行うことを推奨しています¹⁾。当院はビル内のクリニックのためCOVID-19が疑われる患者と他の方との動線を空間的に完全に分けることができません。したがって、**現状の感染管理が求められる間は当院ではコロナ抗原検査は行えません。**

それに伴いインフルエンザの検査に関しても、下表のCOVID-19流行の状況²⁾に応じて下記のようにインフルエンザ検査施行の可否を決めました。

①COVID-19の流行が落ち着いている時（レベル1,2の場合）

- ・例年通りインフルエンザ迅速検査は必要時行います。

②COVID-19の流行が見られる時（レベル3,4の場合）

- ・症状が典型的なインフルエンザであってもCOVID-19との混合感染の可能性が否定できないため、**原則インフルエンザ迅速検査は行いません。**
- ・症状からインフルエンザが疑われる場合は、検査は行わずに必要時抗インフルエンザ薬を処方します。
- ・当院に受診歴がある方においては、インフルエンザ症状があり受診困難の場合や受診を避けたい場合は、希望に応じてオンライン診療(準備中)にて必要な処方を行います。

表2 COVID19 流行レベルの定義の目安*

Level	当該医療機関がカバーする医療圏	隣接する医療圏	都道府県全体
1	14日以内のCOVID-19発生例なし。	14日以内のCOVID-19発生例なし。	14日以内のCOVID-19発生例なし。
2	14日以内のCOVID-19発生例なし。	14日以内に感染経路が特定できているCOVID-19発生例がある。 (クラスター事例含む)	<ul style="list-style-type: none">● 14日以内に感染経路が特定できているCOVID-19発生例がある。● 14日以内に限られた地域にのみ、感染経路が不明なクラスターが発生している。
3	14日以内に感染経路が特定できているCOVID-19発生例がある。	14日以内に感染経路が不明のCOVID-19発生例がある。 (クラスター事例含む)	14日以内に(地理的に交流の程度が低い)複数の地域で、それぞれ感染経路不明のクラスターが発生している。
4	14日以内に感染経路が不明のCOVID-19発生例がある。 (クラスター事例含む)	14日以内に感染経路が不明のCOVID-19クラスターが複数発生している。	14日以内に、すべての地域において、感染経路不明のクラスターが発生している。

※今後の医療体制や検査体制、流行の状況に応じて随時更新していきます。

文献

- 1) 厚労省事務連絡 次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について 2020/9/4
- 2) 日本感染症学会提言 今冬のインフルエンザとCOVID-19に備えて 2020/8/3